

1. はじめに

- ◆原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の期間について、令和8年3月31日まで延長されています。
- ◆令和9年3月31日までの延長について事前準備といたしまして、更新が必要となる方に通知をさせていただきます。

※期間延長が承認されない場合もありますので、ご了承ください。

- ◆本無料措置の証明書については、毎年度、更新することとなっています。そのため、**現在お持ちの証明書については、令和8年4月1日以降、使用できなくなります。**

- ◆については、**本無料措置の証明書をお持ちの方々のうち、令和8年度も利用資格があるの方々については、証明書の更新手続きが必要となりますので、裏面の「2. 令和8年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ」に沿ってご対応をお願いします。**

2. 令和8年度の証明書の更新に必要な手続きと流れ

◇3月27日(金)までの提出をお願いします。過ぎる場合は、下記のお問合せ先へご連絡ください。

ステップ1：白河市にて利用者の皆様の令和8年度の利用資格の確認

- ▶ 白河市において、利用者の皆様の**令和8年度の利用資格**^{※1}を確認します。
※1 利用資格

- ・二重生活をしていること（原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域に居住し、離ればなれに生活していること）
（対象地域：福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）
- ・避難する子どもの年齢が18歳以下であること

- ▶ 利用者の皆様におかれましては、令和8年3月時点の**申請者（父親等）の住所及び避難者（母子等）の避難先の住所がそれぞれ確認できる書面**①と②の提出をお願いします。その際は、**別添「確認書」**に当該書類を添えて、同封の返信用封筒にて、白河市担当宛にご郵送ください。

①申請者（父親等）の住所確認書類

白河市に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している方は提出不要です。

一致していない方は以下の書面のいずれか1つをご提出ください。

- ア) 賃貸契約書等の写し
- イ) 同居証明書
（親類宅等にお住いの場合）
- ウ) 居住地が記載されている公共料金請求書の写し
（電気、水道、ガス、電話等）

②避難者（母子等）の避難先の住所確認書類

(A)または(B)をご提出ください。

(A) 避難先における住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（入居者全員の氏名が記載されているもの）

(B) 避難先へ住民票を移していない場合は、次のア～エのいずれか

- ア) 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等の写し
- イ) 賃貸契約書等の写し
- ウ) 居住地が記載されている公共料金請求書の写し
- エ) 「同居証明書」（親類宅等に避難している場合）及び、該当する居住者全員分の
オ) 「就労申告書」または「就園・就学申告書」

「就労証明書」「就園就学証明書」「同居証明書」は、市HP「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置の期間を延長します」よりダウンロードいただけます。



こちら→

ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の破棄）

▶上記利用資格を満たす方々

白河市より、順次、**令和8年度用の新しい証明書を発行の上、郵送**します。
お手元の令和7年度用証明書については破棄をお願いします。

▶上記利用資格を満たさない方々

白河市より、順次、令和8年度以降は**本無料措置をご利用いただけない旨の通知**を郵送します。
お手元の令和7年度用証明書については破棄をお願いします。

令和8年
3月31日まで

ステップ3：新証明書への切替完了

※現在お持ちの証明書については、令和8年4月1日以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

白河市 生活防災課 地域生活係
電話:0248-22-1111 内線2705
メール:seikatsubousai@city.shirakawa.fukushima.jp